



島根県報

平成26年10月28日（火）

第2,644号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農村整備課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中小企業課）	3

告 示**島根県告示第598号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成26年10月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 先前	通所介護	デイサービスあいあい	浜田市下府町875	平成26年10月20日
	介護予防通所介護			

島根県告示第599号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年10月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

出雲市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

木次 誠 出雲市武志町352番地 5
 伊藤 弘之 出雲市古志町3987番地 5
 渡部喜代男 出雲市所原町5249番地 2
 三成 重徳 出雲市矢尾町758番地
 曾田 量一 出雲市上島町1219番地
 曾田 修一 出雲市荒茅町3212番地
 高田 誠治 出雲市大島町421番地

監事

児玉 純男 出雲市稗原町2940番地
 北村 信夫 出雲市稲岡町174番地
 福間 勉 出雲市塩冶町280番地

2 就任年月日

平成26年10月4日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

木次 誠 出雲市武志町352番地 5
 安達 高治 出雲市下横町128番地
 矢野 利治 出雲市知井宮町1500番地 1
 神谷 湧三 出雲市大津町389番地
 伊藤 弘之 出雲市古志町3987番地 5
 渡部喜代男 出雲市所原町5249番地 2

三成 重徳 出雲市矢尾町758番地
監事
児玉 純男 出雲市稗原町2940番地
北村 信夫 出雲市稲岡町174番地
曾田 量一 出雲市上島町1219番地

島根県告示第600号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス安来店 島根県安来市安来町752番1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年6月21日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,460平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

56台（建物北側）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

20台（建物北側及び建物敷地北西側）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

47.5平方メートル（建物東側）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

11.52立方メートル（建物内東側）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時00分から午後10時00分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1箇所（建物敷地北側）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成26年10月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

安来市産業振興部商工観光課（安来市伯太町東母里580）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。